

急性期病床と長期療養を担う病床の機能分化

骨子【重点課題 1-1-2-(1) (2)】

第1 基本的な考え方

1. 病床の機能分化を図る観点から、一般病棟における特定除外制度について見直しを行う。
2. 療養病棟における透析患者の受入を促進するため、療養病棟で慢性維持透析を実施している患者について評価を新設する。
3. 急性期病床と長期療養を担う病床の機能分化を進める観点から、長期療養を必要とする超重症児（者）等の受入れを療養病棟（床）において推進する。

第2 具体的な内容

1. 一般病棟における長期療養患者の評価について、適正化の観点から、平成 24 年度診療報酬改定で見直しを行った 13 対 1、15 対 1 一般病棟入院基本料以外の一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟）及び専門病院入院基本料を算定する病棟においても、特定除外制度の見直しを行う。
「重点課題 1-1-1-①」を参照のこと。
2. 療養病棟において自院で慢性維持透析等を実施している場合の評価を新設する。

(新) 慢性維持透析管理加算 100 点（1 日につき）

[算定要件]

- ① 療養病棟入院基本料 1 を届け出ていること
- ② 自院で人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を行っ

ている患者について算定する。毎日実施されている必要はないが、持続的に適切に行われていること。

3. 療養病棟（床）における超重症児（者）等の受入を促進するため、療養病棟（床）における超重症児（者）・準超重症児（者）入院診療加算の対象を15歳を超えて障害を受けた者にも拡大するとともに、病床の機能分化を進める観点から、平成27年4月1日以降、一部を除き一般病棟の算定日数に上限を設ける。

現 行	改定案
<p>【超重症児（者）・準超重症児（者）入院診療加算】</p> <p>[算定要件]</p> <p>① 出生時、乳幼児期又は小児期等の15歳までに障害を受けた児（者）で、当該障害に起因して超重症児（者）又は準超重症児（者）の判定基準を満たしている児（者）に対し、算定する。</p> <p>② ただし、上記以外の場合であって、療養病棟入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料を除く病棟又は病床においては、重度の肢体不自由児（者）（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者は除く。）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者は除く。）、重度の意識障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者については、平成24年3月31日時点で30日以上継続して当該加算を算定している患者に限る。）、筋ジストロフィー患</p>	<p>【超重症児（者）・準超重症児（者）入院診療加算】</p> <p>[算定要件]</p> <p>① 出生時、乳幼児期又は小児期等の15歳までに障害を受けた児（者）で、当該障害に起因して超重症児（者）又は準超重症児（者）の判定基準を満たしている児（者）に対し、算定する。</p> <p>② ただし、上記以外の場合であって、<u>（削除）</u>重度の肢体不自由児（者）（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者は除く。）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者は除く。）、重度の意識障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者については、平成24年3月31日時点で30日以上継続して当該加算を算定している患者に限る。）、筋ジストロフィー患者又は神経難病患者等については、の基準を満たしていれば、当面の間、当該加</p>

<p>者又は神経難病患者等については、基準を満たしていれば、当面的間、当該加算を算定できるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>算を算定できるものとする。</p> <p>③ <u>当該加算は、一般病棟の患者(障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院料、特殊疾患入院医療管理料を算定する患者を除く)においては、入院した日から起算して90日を限度として算定する(適用は平成27年4月1日から)。</u></p>
--	--